

都市農地・屋敷林保全に関する意見書

近年になって、食の安全・安心への関心が高まり、地産地消や緑の保全など、都市における緑地空間の重要性が叫ばれ、都市農地や屋敷林保全への関心が高まっている。しかし、相続税問題、固定資産税問題等、都市農家が抱えている課題は非常に多い状況である。相続時における高額な税負担が農地減少の大きな要因となっている。農家からは、「農業を続けていきたいが、相続が発生すれば納税のために農地を手放さざるを得ない。しかも土地価格の下落で大変厳しい」という切実な声が寄せられている。

今後、農業従事者の高齢化が進む中で、このまま放置すれば相続を契機に、かけがえのない都市農地や屋敷林が減少し続けることは明らかである。一度失われた農地や屋敷林を取り戻すことは極めて困難であり、一刻も早い対応が必要である。

都市農地や屋敷林は三鷹市民に安全・安心な新鮮農畜産物を提供する場であることはもちろん、心が安らぐ緑地空間であるとともに、災害時に市民の生命・財産を守るための避難地・延焼遮断地として必要不可欠なものである。また、学校給食や学校農園を通じて命のとうとさや生命の成長過程を学ぶ、食農教育醸成の場としての役割を果たすなど、多面的な機能を有している。

国土交通省の「都市政策の基本的課題と方向検討委員会」でも3月に「都市近郊及び都市内の農地について、農業生産機能を中心に、自然とふれあい、憩いの場、防災機能等の多面的機能の側面から、都市サイドとしても積極的に位置づけ」と、これまでの「都市農地は宅地の供給源」という考え方から方策を改めつつあったところである。

東京都においても、平成20年10月に設立された「都市農地保全推進自治体協議会」では、10区・26市・2町の38自治体が連携し農地保全への取り組みをしている。

よって、本市議会は、国会及び政府並びに東京都に対し、現行の農地制度や相続税・固定資産税等の改善を行うなど、都市農地及び屋敷林の保全のために必要な措置を講ずるよう強く要請する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月29日

三鷹市議会議長 田 中 順 子